

保育所等設置者・施設長 様

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

保育第2課長

運営管理課長

子育て推進部幼児教育担当課長

保育対策課長

保育所等における濃厚接触者の特定・臨時休園の取扱い等の見直しについて

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症防止のために、児童や職員の健康管理、消毒等の感染予防対策を講じていただき、ありがとうございます。

さて、厚生労働省より発出された「B1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年7月22日一部改正）（以下「厚労省通知」という。）」を踏まえ、本市の保育所等における濃厚接触者の特定・臨時休園の取扱い等について次のとおり見直しすることとしましたので、御確認ください。また、各施設におかれましては、保護者への周知をお願いいたします。

1 濃厚接触者の特定について

（1）施設内で陽性者が判明した場合

- 施設内で陽性者が判明した場合については、**濃厚接触者の特定は行わない**こととします。
- ただし、陽性となっていない場合においても、十分な体調管理や感染防止対策を徹底してください。

（2）同一世帯内で感染者が発生した場合

- 同一世帯内で感染者が発生した場合は、在園児又は職員は濃厚接触者となるため、登園（出勤）停止となります。
- この場合は、厚労省通知のとおり、濃厚接触者の登園（出勤）停止期間について、原則7日間から5日間へ変更となります。
- ただし、職員については、2日目及び3日目の抗原検査キットによる検査で陰性が確認できた場合は、3日目から解除を可能としますが、7日間が経過するまでは、検温等の健康状態の確認や、感染防止対策を徹底してください。なお、この取扱いは在園児には適用されません。

2 臨時休園の取扱いについて

- 濃厚接触者の特定を行わないことから、原則、臨時休園は行いませんが、陽性者及び1（2）に該当する方は登園（出勤）停止となります。
- ただし、事業所等の中で同時に5名以上の集団感染（クラスター）が発生した場合や、施設の職員が陽性となり、複数名出勤できないことにより保育の提供が困難な場合に限り、本市と協議の上、一部又は全部休園とします。

3 保育料等の還付の取扱いについて

- 従来と変更ありません。

4 適用開始日

令和4年7月26日（火）より

ただし、既に濃厚接触者の特定や臨時休園を行っている場合は、適用開始日以降は、これによる取扱いへの変更を可とします。

5 その他

- 連絡票については、陽性が判明した場合のみ提出をお願いいたします。
- 事務の取扱いについては、別途改正し通知します。

【問合せ先】

(園児や職員が新型コロナウイルス感染症にかかった場合について)

施設が所在する下記担当と情報共有を図り、感染拡大防止のための適切な対応をお願いいたします。

川崎市保育・子育て総合支援センター	電話	044-201-3318
幸区保育総合支援担当	電話	044-556-6672
中原区保育・子育て総合支援センター	電話	044-744-3287
高津区保育総合支援担当	電話	044-861-3340
宮前区保育総合支援担当	電話	044-856-3271
多摩区保育総合支援担当	電話	044-935-3240
麻生区保育総合支援担当	電話	044-965-5226

(認可保育所に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育園、おなかま保育室、その他認可外保育施設に関すること、及び川崎認定保育園、おなかま保育室の保育料に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育所に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(認定子ども園に関すること)

川崎市子ども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179

(保育料の徴収・還付に関すること) ※認可外保育施設を除く

川崎市子ども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727